

## 第10回講義 参考資料

### 1 参考判例

- 1) 最判昭 27・4・25 民集 6 卷 4 号 451 頁・P II 220 (信頼関係破壊の法理と無催告解除)
- 2) 最判昭 28・9・25 民集 7 卷 9 号 979 頁・P II 212 (無断譲渡・転貸と解除の可否)
- 3) 最判昭 39・7・28 民集 18 卷 6 号 1220 頁・P II 218 (信頼関係破壊の法理と催告解除)
- 4) 最判昭 43・11・21 民集 22 卷 12 号 2741 頁・P II 204 (使用収益妨害と賃料支払い義務／無催告解除特約の効力)
- 5) 最判昭和 48・2・2 民集 27 卷 1 号 80 頁・P II 222 (資金の発生時期)
- 6) 最判昭和 49・9・2 民集 28 卷 6 号 1152 頁・P II 148 (敷金返還と同時履行)
- 7) 最判昭 50・2・20 民集 29 卷 2 号 99 頁・P II 221 (信頼関係破壊の法理と無催告解除)
- 8) 最判平 17・12・16 判時 1921 号 61 頁・P II 205 (通常損耗賃借人負担特約)

### 共通の到達目標モデル案 (修正案)

※今回と次回に共通する分です。到達目標は今回もやや低いところに設定されている感が否めません。

#### 第 7 章 賃貸借

##### 第 1 節 民法上の原則

- ◆賃貸借とはどのような契約であり、どのような権利義務を生じさせるのかについて、説明することができる。
- ◆賃貸借の存続期間に関する民法の規律について、説明することができる。
- ◆賃貸借の終了に関する民法の規律および判例の基本的な考え方について、説明することができる。
- ◆賃借権の譲渡・賃貸物の転貸がされた場合の法律関係について、説明することができる。
- ◆賃貸借の目的物が譲渡された場合の法律関係について、説明することができる。
- ◆賃借権が第三者によって侵害された場合にどのような救済が認められるかについて、説明することができる。
- ◆賃貸借契約の締結に際して敷金・権利金・保証金等の名目で交付される金銭の性質およびその返還に関する権利義務について、説明することができる。